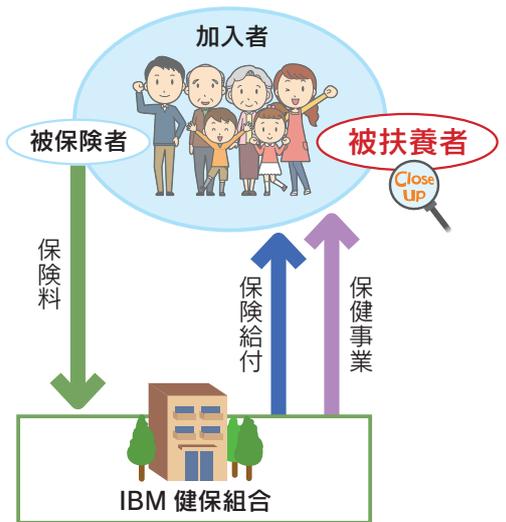


ご存じですか？ 被扶養者 になるための“条件”

～資格確認調査にご協力ください～

IBM 健保組合では毎年度、被扶養者となっているご家族を対象に、その資格を満たしているかどうかの確認調査を行っています。今年度は日本IBM(株)以外の加入事業所の社員(被扶養者がいらっしゃる方)を対象に行っていますので、ご協力をお願いします。



詳しくはHPへ // HOME >> Close Up 被扶養者調査

ご注意

以上の基準をすべて満たせば必ず被扶養者と認定されるわけではありません。被保険者との生計維持関係(経済的扶養の事実)があることが必須の条件となります。

被扶養者の収入基準

●収入の範囲

- 各種年金についてもすべて対象となります(障害年金、遺族年金も含まれます)。
- 健康保険の傷病手当金、出産手当金、雇用保険の失業給付金等も対象となります。

- 所得税法上の課税・非課税は問いません。
- 同居の場合は被保険者の年間収入の1/2未満であること。別居の場合は被保険者からの援助(仕送り)額の方が被扶養者の収入を上回ること。
- 次のすべての条件を満たすことが必要です。
- 認定後の年間収入(税等控除前の総収入額)が130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)であること。
- 所得税法上では年収103万円以下が所得税0となり扶養親族として扱われますが、収入の範囲が異なりますのでご注意ください。また税法上の年収の対象期間は1月～12月ですが、健康保険の被扶養者認定では認定を受ける日から1年間となります。

被扶養者の範囲

同居でなくてもよい人

- 配偶者
- 子、孫、兄弟姉妹
- 直系尊属(父母、祖父母など)

同居が条件となる人

- 上記以外の三親等内の親族
- 内縁の配偶者およびその父母および子
- 内縁の配偶者死亡後の父母および子

被保険者と同居(同一世帯)でなくてもよい人と、同居が条件となる人に分けられます。

被扶養者の認定は厳格に行われます

健保組合は、被保険者と事業主に納めていただく保険料を主な財源として健康保険制度を運営しています。この大切な保険料を適正かつ有効に使うため、IBM健保組合では、被扶養者について毎年、その資格の確認調査を行っています。被扶養者となるためには、

法律で定められている範囲や収入基準などの要件を満たし、被保険者との生計維持関係が認められることが必要ですが、その状況は常に同じとは限らないため、調査が必要なのです。

★ご家族の就職や結婚、死亡、収入増、また75歳になったとき*など、被扶養者の要件を満たさなくなった場合には、5日以内に「被扶養者(異動)届」を提出してください。

*後期高齢者医療制度に加入することになります。

<提出先>

IBMグループ社員 → 各勤務先 社会保険担当
任意継続・特例退職被保険者 → IBM健保組合

詳しくはHPへ //

HOME >> 各種申請・申込 >> 家族の加入について >> 家族が加入からはずれるとき >> 健康保険被扶養者(異動)届

パート・アルバイト等でも、社会保険に加入する対象が広がっています

パートやアルバイトなど短時間で働く方についても、次のすべての要件を満たす場合、健康保険・厚生年金保険への加入対象となっています。みなさまの被扶養者につきましても、ご確認をお願いします。

- ①従業員（厚生年金保険の被保険者）が常時 501 人以上の事業所または 500 人以下で労使の合意（短時間労働者の加入について）のある事業所に勤めていること
- ②1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ③雇用期間が継続して 1 年以上見込まれること
- ④賃金の月額が 88,000 円以上であること
- ⑤学生でないこと

被扶養者の方で左記要件を満たして新たに被保険者となった場合には、IBM 健保組合の被扶養者から外す手続き（「被扶養者（異動）届」の提出）が必要となりますので、ご注意ください。

8月から 70 歳以上の方の高額療養費制度が変わりました

高額療養費とは、1 カ月にかかった医療費が高額になり、下記の所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた分の医療費を払い戻す制度です。2018 年 8 月診療分から、70～74 歳の現役並み所得（標準報酬月額 28 万円以上）の方の所得区分が 3 区分となり、世帯ごとの自己負担限度額のみに変更されました。

70 歳以上の方の高額療養費自己負担限度額

● 2018 年 7 月診療分まで

所得区分	外来+入院（世帯ごと）		多数該当*
	外来（個人ごと）		
現役並み （標準報酬月額 28 万円以上）	57,600 円	80,100 円+（総医療費－267,000 円）×1%	44,400 円
一般	14,000 円（年間 144,000 円上限）	57,600 円	44,400 円
低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ （年金収入 80 万円以下など）		15,000 円	

● 2018 年 8 月診療分から

所得区分	外来+入院（世帯ごと）		多数該当*
	外来（個人ごと）		
現役並みⅢ （標準報酬月額 83 万円以上）	252,600 円+（総医療費－842,000 円）×1%		140,100 円
現役並みⅡ （標準報酬月額 53～79 万円）	167,400 円+（総医療費－558,000 円）×1%		93,000 円
現役並みⅠ （標準報酬月額 28～50 万円）	80,100 円+（総医療費－267,000 円）×1%		44,400 円
一般	18,000 円（年間 144,000 円上限）	57,600 円	44,400 円
低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ （年金収入 80 万円以下など）		15,000 円	

* 過去 12 カ月以内に 3 回以上、高額療養費の支給を受けた場合、4 回目からは「多数該当」が適用され、高額療養費の自己負担限度額が減額されます。

★現役並み所得区分の方の「限度額適用認定証」の取扱いについて

70～74 歳の方については、被保険者証とは別に、一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を医療機関等に提示することで、高額な医療が発生した場合でも、窓口の支払いが高額療養費の自己負担限度額まで済んでいました。2018 年 8 月診療分からは、上表の「現役並みⅠ」および「現役並みⅡ」の方は、窓口負担を抑えるためには別途、「限度額適用認定証」の申請が必要となりましたので、ご注意ください。なお、IBM 健保組合の特例退職被保険者で、一部負担金が 3 割の高齢受給者証をお持ちの方は「現役並みⅠ」に該当します。